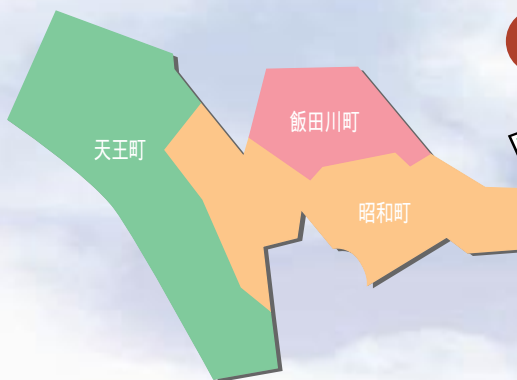


天王町・昭和町・飯田川町



合併協議会だより

第13号 2004年6月

小さな苗1本1本が力強く育つように
新市の1人ひとりが生き生きと輝くまちづくりを目指します!



5月13日飯田川小学校の学習田で行われた田植えの様子です。

はじめに田んぼの先生、菊地栄一さん（秋田県経営農業士）から説明を受け、5年生の子どもたち52名とお手伝いの老人クラブの方々40名で小さな苗を手にとり田植えが行われました。



子どもたちは田んぼの泥の感触に大はしゃぎ。



秋にはみんなの思いがたくさんつまったお米が実り、今年も楽しい収穫祭が行われることでしょう。

新市事務組織機構の整備方針を確認

平成十六年五月二十日（木）天王町福祉センターにおいて、第十四回合併協議会が開催されました。協議会には、委員等二十一名が出席し、約三十人が傍聴しました。

はじめに石川会長は『新市建設計画は、三町の一体性の速やかな確立と住民福祉の向上等、新しい将来のまちづくりを構築していくための基本となる計画であり、よろしくご協議をお願いしたい』とあいさつ。

新市名称応募に係る名付け親賞の授賞式が行われ、続いて継続協議となっていた新市建設計画のほか、財産区の取扱いなど七項目の協議が行われました。



協議事項

《継続協議》

新市建設計画について

前回概要を説明した新市建設計画について、本格的な協議が始まり、おおまかな事業やそれに伴う財政計画などについて活発な意見が交わされました。

新市建設計画は、現在、県と内協議を進めており、未提案となっている県事業に関する部分については次回提案することとし、継続協議となりました。

主な質問や意見は次のとおりです。
商工会の合併についてどのような対応をしていくのか。

答 法人格を持つ商工会は、今後もそれぞれ

新市名称応募に係る 名付け親賞授賞式

新市の名付け親賞を昭和町の門間光夫様が授賞されました。おめでとうございます。



が独自の活動をしていくこともできるが、同じ行政区内でもあり、三つの商工会がよりよい方向を模索しながら一緒になっていくという方向が正しいのではないか。

住民に対して新市は本当に過ごしやすくなるのか、健全な財政基盤が確立できるのか、協議会委員が建設計画を検証する必要があるのか、重点プロジェクト項目や合併後の財政指標などの資料を提示してほしい。

国の財政事情等によって非常に流動性があることから、十年スパンをベースに概ね計画をたて、その時々々の住民ニーズに応えた事業を執行していくべきである。詳細なデータまで踏み込むと、新市の予算執行の足かせになりかねない。

答 建設計画は、三町の基本構想や長期発展計画等を網羅し、その大枠を示したものである。新市において建設計画を具体化する実施計画を策定することになるが、国の財政事情等によってローリングしていくものである。資料についてはすべてが詳細なものではないが、可能な限り提示したい。

三町ではスポーツ施設が充実しているが、文化施設が少ないように感じる。バランスをとるためにも文化施設、特に市民会館のような施設が新市に必要ではないか。

答 文化施設（市民会館）の整備は、アンケート調査を通してその必要性を感じている。しかし、その規模や場所の選定、財政背景等いろいろと課題がある。建設計画の中でも、市民会館的な性格を持つ文化・交流施設の整備を進めることにしている。

新市の発展にはソフト事業が大事であるが、建設計画の目玉となるソフト事業はなにか。

答 ソフト事業は目立たないものだが、社会教育関係の中でも公民館事業は重要と考えている。次回まで検討したい。

平成十九年の秋田国体で、相撲は天王町、レスリングは昭和町・飯田川町が開催会場である。宿泊施設の関係で体育団体が苦慮しているので開催期日の調整を要望する。

財産の取扱いについて (財産区の取扱い)

財産区の取扱いについては、次のとおり確認しました。

昭和町豊川財産区、飯田川町下虻川財産区、飯田川町和妹川財産区、飯田川町飯塚財産区は、新市のそれぞれの財産区として存続するものとする。
飯田川町下虻川財産区、飯田川町和妹川財産区、飯田川町飯塚財産区の協議員は、新市において設置する。

財産区の現況 (平成14年度決算)

財産区名 / 昭和町豊川財産区

(1) 設置年月日	昭和31年12月	3日
(2) 議会議員数	10名	
(3) 財産内訳	山林	1,767,800.00m ²
	基金	10,560千円

財産区名 / 飯田川町下虻川財産区

(1) 設置年月日	昭和45年	4月1日
(2) 協議員数	13名	
(3) 財産内訳	山林	11,584.00m ²
	原野	11,419.00m ²
	その他	9,038.53m ²

財産区名 / 飯田川町和妹川財産区

(1) 設置年月日	昭和45年	4月1日
(2) 協議員数	8名	
(3) 財産内訳	山林	1,220.61m ²
	原野	36,682.21m ²
	その他	4,147.19m ²

財産区名 / 飯田川町飯塚財産区

(1) 設置年月日	昭和45年	4月1日
(2) 協議員数	8名	
(3) 財産内訳	山林	16,534.00m ²
	原野	6,872.00m ²
	その他	2,577.93m ²



三メモ

財産区とは？

市町村の一部地域（住民）が山林、原野等の特定の財産又は公の施設を保有する場合、それを管理するために設けられる特別地方公共団体。
法人格を有し、その財産又は公の施設の管理、処分、廃止を行うが、一般的な行政権はもたないため、財産区のある市町村の長、議会がそれぞれ機関として機能する。知事が必要と認めるときには財産区に議会を設置することができる。

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについては、次のとおり確認しました。

新市の事務組織・機構については、次の方針に従い整備するものとする。

市民に分かりやすく、かつ利用しやすい組織・機構

市民の声を適切に反映することができる組織・機構

指揮命令系統及び責任の所在が明確な組織・機構

新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構

行政課題や緊急時に即応できる組織・機構
合併時は、三町の役場庁舎を分庁舎として有効活用し、行政機能の振り分けについては、次のとおりとする。

旧天王町庁舎は、総務、企画の各部門及び選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会を配置する。

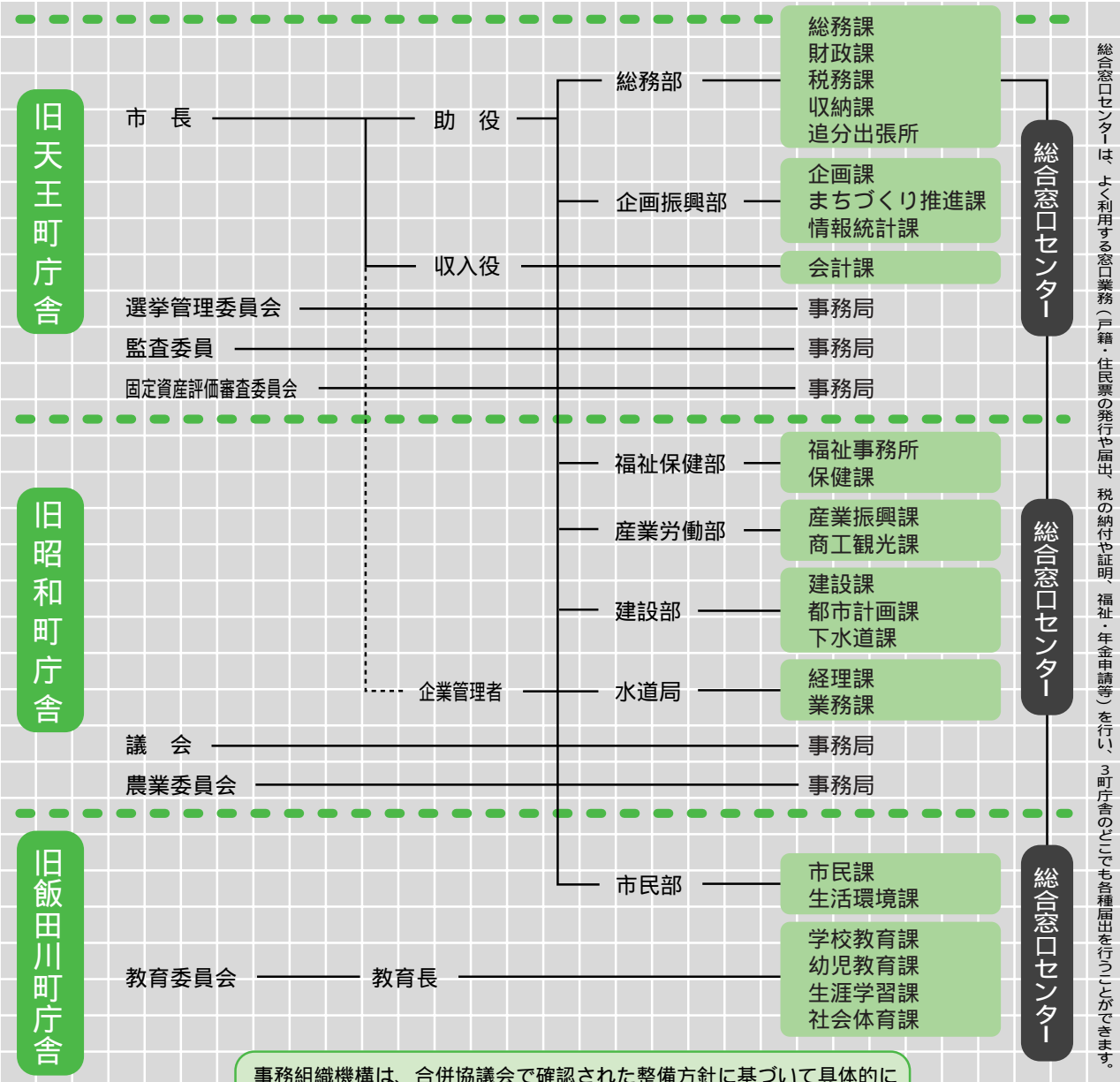
旧昭和町庁舎は、福祉、産業、建設、水道の各部門及び議会、農業委員会を配置する。

旧飯田川町庁舎は、市民部門及び教育委員会を配置する。

各庁舎に住民がよく利用する窓口業務を行う「総合窓口センター」を設置する。

新市事務組織機構図(案)

庁舎、部・課の名称等は、現時点の案であり、確定したものではありません。



総合窓口センターは、よく利用する窓口業務（戸籍・住民票の発行や届出、税の納付や証明、福祉・年金申請等）を行い、3町庁舎のどこでも各種届出を行うことができます。

事務組織機構は、合併協議会で確認された整備方針に基づいて具体的に検討していくことになりますので、確定次第お知らせします。

補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについては、次のとおり確認しました。

各種団体等への補助金、交付金等については、各町の従来からの経緯・実情等を考慮しつつ、新市において調整する。

三町に共通する補助金については、制度の統一化に向けて調整する。

各町単独の補助金については、事業の実績を踏まえ、調整する。

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについては、協議の中で、「三町の国保税率は現在異なっているが、将来統一される際に高いほうに合わせるか低いほうに合わせるかなど、旧町による不公平感が生まれないように調整してほしい」とする意見や「新市になるのだから、負担が下がることはあっても上がらないような計画で進めてほしい。賦課方式も再度検討してほしい」といった「などの意見があり継続協議としました。



補助金、交付金等の現況

三町に共通する主な補助金

天王町

町体育協会補助金
町婦人会補助金
町防犯協会補助金
老人クラブ補助金
老人クラブ連合会補助金
民生児童委員協議会補助金
町社会福祉協議会補助金
交通安全協会補助金
防除対策委員会補助金
商工会補助金
町観光協会補助金
スポーツ少年団育成費補助金

昭和町

町体育協会補助金
町婦人会補助金
町防犯協会補助金
老人クラブ活動費補助金
老人クラブ連合会補助金
民生児童委員協議会補助金
町社会福祉協議会補助金
交通安全協会昭和支部補助金
航空防除協議会補助金
商工会補助金
町観光協会補助金
スポーツ少年団運営補助金

飯田川町

町体育協会補助金
婦人会活動費補助金
町防犯協会補助金
老人クラブ補助金
老人クラブ連合会補助金
民生委員活動費補助金
町社会福祉協議会助成金
交通安全協会飯田川支部助成金
航空防除町助成金
商工会育成助成金
町観光協会助成金
スポーツ少年団育成助成金

具体的な調整方法………制度の統一化に向けて調整する。

各町単独の主な補助金

鞍かけ用酒米作付け助成金
無形文化財東湖八坂神社統人行事保存委員会補助金

石川翁遺跡保存会補助金
新聞ささら保存会補助金

鷲舞保存会・矢坂太鼓保存会助成金
飯田川鷲舞まつり助成金

具体的な調整方法………事業の実績を踏まえ、新市において調整する。



介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについては、次のとおり確認しました。

介護認定審査会の設置については、引き続き共同処理事務を実施できるよう構成団体と合併時までに調整する。

介護保険料については、平成十七年度まで現行のとおりとし、平成十八年度から統一する。納期については、国民健康保険税の納期を考慮し、八期とする。

介護保険法第一百七条に基づく介護保険事業計画については、新市において策定する。低所得者利用者負担対策事業については、合併時までに調整する。

介護保険財政安定化基金貸付金及び拠出金については、新市に引き継ぐものとする。

3 町介護保険事業の現況

天王町	昭和町	飯田川町	具体的な調整方法																																																								
<p>第1号被保険者 所得段階別 定額保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>保険料年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>25,800円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>38,700円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>51,600円</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>64,500円</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>77,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3段階が基準保険料</p>	段階	保険料年額	第1段階	25,800円	第2段階	38,700円	第3段階	51,600円	第4段階	64,500円	第5段階	77,400円	<p>第1号被保険者 所得段階別 定額保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>保険料年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>26,520円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>39,780円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>53,040円</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>66,300円</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>79,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3段階が基準保険料</p>	段階	保険料年額	第1段階	26,520円	第2段階	39,780円	第3段階	53,040円	第4段階	66,300円	第5段階	79,500円	<p>第1号被保険者 所得段階別 定額保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>保険料年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>23,976円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>35,964円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>47,952円</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>59,940円</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>71,728円</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3段階が基準保険料</p>	段階	保険料年額	第1段階	23,976円	第2段階	35,964円	第3段階	47,952円	第4段階	59,940円	第5段階	71,728円	<p>平成17年度まで 現行のとおりとし、 平成18年度 から統一する。</p>																				
段階	保険料年額																																																										
第1段階	25,800円																																																										
第2段階	38,700円																																																										
第3段階	51,600円																																																										
第4段階	64,500円																																																										
第5段階	77,400円																																																										
段階	保険料年額																																																										
第1段階	26,520円																																																										
第2段階	39,780円																																																										
第3段階	53,040円																																																										
第4段階	66,300円																																																										
第5段階	79,500円																																																										
段階	保険料年額																																																										
第1段階	23,976円																																																										
第2段階	35,964円																																																										
第3段階	47,952円																																																										
第4段階	59,940円																																																										
第5段階	71,728円																																																										
<p>普通徴収納期</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>第1期</td> <td>4月1日～ 4月30日</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>6月1日～ 6月30日</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>8月1日～ 8月31日</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>10月1日～ 10月31日</td> </tr> <tr> <td>第5期</td> <td>12月1日～ 12月25日</td> </tr> <tr> <td>第6期</td> <td>2月1日～ 2月28日</td> </tr> </tbody> </table>	第1期	4月1日～ 4月30日	第2期	6月1日～ 6月30日	第3期	8月1日～ 8月31日	第4期	10月1日～ 10月31日	第5期	12月1日～ 12月25日	第6期	2月1日～ 2月28日	<p>普通徴収納期</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>第1期</td> <td>7月1日～ 7月31日</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>8月1日～ 8月31日</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>9月1日～ 9月30日</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>10月1日～ 10月31日</td> </tr> <tr> <td>第5期</td> <td>11月1日～ 11月30日</td> </tr> <tr> <td>第6期</td> <td>12月1日～ 12月25日</td> </tr> </tbody> </table>	第1期	7月1日～ 7月31日	第2期	8月1日～ 8月31日	第3期	9月1日～ 9月30日	第4期	10月1日～ 10月31日	第5期	11月1日～ 11月30日	第6期	12月1日～ 12月25日	<p>普通徴収納期</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>第1期</td> <td>7月1日～ 7月31日</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>8月1日～ 8月31日</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>9月1日～ 9月30日</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>10月1日～ 10月31日</td> </tr> <tr> <td>第5期</td> <td>11月1日～ 11月30日</td> </tr> <tr> <td>第6期</td> <td>12月1日～ 12月25日</td> </tr> <tr> <td>第7期</td> <td>1月1日～ 1月31日</td> </tr> <tr> <td>第8期</td> <td>2月1日～ 2月28日</td> </tr> </tbody> </table>	第1期	7月1日～ 7月31日	第2期	8月1日～ 8月31日	第3期	9月1日～ 9月30日	第4期	10月1日～ 10月31日	第5期	11月1日～ 11月30日	第6期	12月1日～ 12月25日	第7期	1月1日～ 1月31日	第8期	2月1日～ 2月28日	<p>普通徴収納期</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>第1期</td> <td>7月1日～ 7月31日</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>8月1日～ 8月31日</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>9月1日～ 9月30日</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>10月1日～ 10月31日</td> </tr> <tr> <td>第5期</td> <td>11月1日～ 11月30日</td> </tr> <tr> <td>第6期</td> <td>12月1日～ 12月25日</td> </tr> <tr> <td>第7期</td> <td>1月1日～ 1月31日</td> </tr> <tr> <td>第8期</td> <td>2月1日～ 2月28日</td> </tr> </tbody> </table>	第1期	7月1日～ 7月31日	第2期	8月1日～ 8月31日	第3期	9月1日～ 9月30日	第4期	10月1日～ 10月31日	第5期	11月1日～ 11月30日	第6期	12月1日～ 12月25日	第7期	1月1日～ 1月31日	第8期	2月1日～ 2月28日
第1期	4月1日～ 4月30日																																																										
第2期	6月1日～ 6月30日																																																										
第3期	8月1日～ 8月31日																																																										
第4期	10月1日～ 10月31日																																																										
第5期	12月1日～ 12月25日																																																										
第6期	2月1日～ 2月28日																																																										
第1期	7月1日～ 7月31日																																																										
第2期	8月1日～ 8月31日																																																										
第3期	9月1日～ 9月30日																																																										
第4期	10月1日～ 10月31日																																																										
第5期	11月1日～ 11月30日																																																										
第6期	12月1日～ 12月25日																																																										
第1期	7月1日～ 7月31日																																																										
第2期	8月1日～ 8月31日																																																										
第3期	9月1日～ 9月30日																																																										
第4期	10月1日～ 10月31日																																																										
第5期	11月1日～ 11月30日																																																										
第6期	12月1日～ 12月25日																																																										
第7期	1月1日～ 1月31日																																																										
第8期	2月1日～ 2月28日																																																										
第1期	7月1日～ 7月31日																																																										
第2期	8月1日～ 8月31日																																																										
第3期	9月1日～ 9月30日																																																										
第4期	10月1日～ 10月31日																																																										
第5期	11月1日～ 11月30日																																																										
第6期	12月1日～ 12月25日																																																										
第7期	1月1日～ 1月31日																																																										
第8期	2月1日～ 2月28日																																																										

合併協定項目の協議状況

(平成16年5月20日現在)

番号	協定項目	確認月日
1	合併の方式	第2回 15.8.8
2	合併の期日	
3	新市の名称	第12回 16.3.26
4	新市の事務所の位置	第8回 15.12.19
5	財産の取扱い	第14回 16.5.20
6	議会議員の定数及び任期の取扱い	第13回 16.4.15
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	第13回 16.4.15
8	地方税の取扱い	第3回 15.8.27
9	一般職の職員の身分の取扱い	第5回 15.10.24
10	特別職の身分の取扱い	第5回 15.10.24
11	条例、規則等の取扱い	第6回 15.11.14
12	事務組織及び機構の取扱い	第14回 16.5.20
13	一部事務組合等の取扱い	第6回 15.11.14
14	使用料、手数料等の取扱い	第10回 16.2.13
15	公共的団体等の取扱い	第9回 16.1.23
16	補助金、交付金等の取扱い	第14回 16.5.20
17	町名、字名の取扱い	第6回 15.11.14
18	慣行の取扱い	第7回 15.11.28
19	国民健康保険事業の取扱い	継続協議
20	介護保険事業の取扱い	第14回 16.5.20
21	消防団の取扱い	第6回 15.11.14
22	自治組織(町内会等)の取扱い	継続協議
23	地域審議会の取扱い	
24	各種事務事業の取扱い	
1	国際交流事業	第12回 16.3.26
2	電算システム事業	第4回 15.9.25
3	広報広聴関係事業	第7回 15.11.28
4	納税関係事業	第13回 16.4.15
5	消防防災関係事業	第10回 16.2.13
6	交通関係事業	第12回 16.3.26
7	窓口業務	第11回 16.2.26
8	保健衛生事業	第11回 16.2.26
9	障害者福祉事業	第10回 16.2.13
10	高齢者福祉事業	第12回 16.3.26
11	児童福祉事業	第10回 16.2.13
12	保育園・幼稚園事業	第13回 16.4.15
13	生活保護事業	第10回 16.2.13
14	その他の福祉事業	第14回 16.5.20
15	社会福祉協議会	第12回 16.3.26
16	健康づくり事業	第11回 16.2.26
17	ごみ収集運搬業務	第8回 15.12.19
18	環境対策事業	第8回 15.12.19
19	農林水産関係事業	第11回 16.2.26
20	商工、観光関係事業	第11回 16.2.26
21	勤労者、消費者関連事業	第12回 16.3.26
22	建設関係事業	第10回 16.2.13
23	上水道、下水道事業	第10回 16.2.13
24	公立学校の通学地域	第8回 15.12.19
25	学校教育事業	第13回 16.4.15
26	文化振興事業	第9回 16.1.23
27	集会施設	
28	社会教育事業	第9回 16.1.23
29	その他の事業	
	総合発展計画・行財政改革大綱	
	指定金融機関	第6回 15.11.14
	入札制度	
	年末年始の休日	第13回 16.4.15
25	新市建設計画について	継続協議

自治組織(町内会等)の取扱いについて

自治組織(町内会等)の取扱いについては、協議の中で「新市の基本になるのは自治組織であるが、三町の組織や活動にはばらつきがあり、新市になってから調整するのではなく、もう少し検討を重ねる必要がある」との意見があり継続協議としました。

その他の福祉事業の取扱いについて

その他の福祉事業の取扱いについては、次のとおり確認しました。
 戦没者追悼式については、新市において統合し、実施する。
 民生委員推薦会については、新市において設置する。

行旅困窮者の援助については、合併時に再編する。

てんのう・しょうわ・いたがわ ほっとすぽっと!

『ほっとすぽっと!』では、3町をシリーズで紹介しています。



二田家の先祖は、越後の国から縁あって飯田川町飯塚の大地主門間家に住まいを求め、代々開墾（山野を切り開いて新しく田畑にすることを）を職業としていました。是雄は天保元年に八竜町に生まれ、16歳で門間家に入ると、藩の開拓係になっていた渡部斧松の門下生になり、開墾の技術を実につけてこれに専念するようになりました。

井川町でも、井川の上流に堤を作り、用水路を引いて田が作れるようにしたという功績がありますが、そのころから是雄は、天王村の数百町歩にわたる広大な原野の開拓調査を進めていました。この開墾には、農業用の水源が必要だったため、是雄が考えたのは新城川に水源をとり、20数キロメートルにわたって水を引く工事でした。長沼の水に頼って耕作していた住民たちが、新しい用水路で長沼の流れがさえぎられると自分たちに被害が及ぶという不安から妨害をしたりして、工事はなかなか進みませんでした。しかし古くからの地元住民にも新しい用水路を利用してもらうようにすることなどで理解を得、ついに引水工事をなしとげました。

用水路完成と同時に是雄一家は飯田川から天王に移り住み、新村を「二田村」と名付け、自らも二田姓を名乗り、移住農民を募ります。

天王町

「二田の開拓者 二田^{これお}是雄・^{これのり}是儀父子」



入植した新村民には家を建てる材料や農具、食料などをすべてまかなってやり、自作田と小作田を半分ずつ与えるなど厚く世話をし、新しい村づくりに励みました。

明治6年、是雄は新しい村の経営を是儀にまかせます。是儀は荒野に植林し、防風対策や燃料材とし、泥でぬかる田に砂を運んで作業ができるようにするなど、さらに住みよく働きやすい環境を整える役割を果たしました。

その後、是雄は県会議員、是儀も国会議員となり、政治の面からも秋田県の発展に力をつくしました。跡を継いだ二代目は儀（写真右）も、3期にわたり天王町長を務めるなど、地域住民の生活向上や農業振興に意を注ぎました。

天王町は現在、秋田市のベッドタウンとして人口も増加し、また若い町としても知られています。その活気ある町の礎をつくった二田父子をまつた神社・二田神社（写真左）が天王町二田にあり、今も町の発展を見守っています。



天王町・昭和町・飯田川町
合併協議会

information

インフォメーション

第15回合併協議会は、平成16年6月22日（火）午後2時から飯田川町公民館で開催します。

どなたでも傍聴できますのでお気軽においでください。

事務局

〒010-0201 南秋田郡天王町天王字上江川47-610 天王町保健センター2階
天王町・昭和町・飯田川町合併協議会事務局

電話 018-870-6566 FAX 018-878-7215

http://www.tsi-gappei.jp/ E-mail: soumu@tsi-gappei.jp

印刷/株式会社 塚田美術印刷